

## 京都府警察沿革録に関する訓令

[最終改正 令和5.2.21 京都府警察本部訓令第2号]

(この規程の目的)

第1条 この規程は、京都府警察の組織、定員、管轄区域、装備、施設その他警察上重要な事項について沿革を記録することを目的とする。

(沿革録の種類、作成、記録及び保管)

第2条 沿革録は、本部沿革録、警察署沿革録及び交番等（交番、駐在所、警備派出所及び検問所をいう。以下同じ。）沿革録の3種類とする。

2 沿革録は、本部沿革録については京都府警察本部（市警察部を含む。以下「本部」という。）総務課長、警察署沿革録については警察署警務係長、交番等沿革録については交番等の長又は班長において、作成、記録及び保管するものとする。

(本部沿革録の登載事項)

第3条 本部沿革録は、次の種目について記録するものとする。

- (1) 府の沿革
- (2) 京都府における警察の沿革
- (3) 本部庁舎の位置、敷地及び建物の面積
- (4) 警察関係の条例並びに重要な規則及び訓令
- (5) 京都府警察の管轄区域
- (6) 本部の組織及び職員の定員
- (7) 公安委員会の委員長及び委員並びに本部長、市警察部長、部長、次長、参事官、首席監察官、サイバーセンター長、組織犯罪対策統括室長、理事官、課長、室長、所長、校長、隊長、署長及び調査官に相当する職にある者の任免、異動
- (8) 知事及び警察常任委員会の委員の就任及び退任
- (9) 警察署の名称、位置、管轄区域及び職員の定員
- (10) 警察署別世帯数及び人口
- (11) 装備及び資機材
- (12) 次に掲げる事項で警察上顕著なことがら
  - ア 重要な行事に関すること。
  - イ 警察職員及び部署の彰功（警察庁長官表彰以上の表彰をいう。）に関すること。
  - ウ 民間人の協力に関すること。
  - エ 警察職員が関連する特殊な事故に関すること。
  - オ 警衛警護に関すること。
  - カ 天災、地変、火災等の発生に関すること。
  - キ 労働紛争に関すること。
  - ク 集団不法事犯に関すること。
  - ケ 特異又は重大な雑踏警備に関すること。
  - コ 特異な風俗事犯に関すること。
  - サ 重要、凶悪又は特異な犯罪に関すること。

シ その他重要な事項

(警察署沿革録の登載事項)

第4条 警察署の沿革録は次の種目について記録するものとする。

- (1) 警察署設置の沿革
- (2) 警察庁舎の位置及び敷地建物の面積
- (3) 交番等の名称、位置及び敷地建物の面積
- (4) 管轄区域表及び図面
- (5) 管轄区域内の戸数、世帯数及び人口
- (6) 署長以下の階級別定員
- (7) 課長以上の職にある者の異動
- (8) 装備及び資機材
- (9) 警察上顕著な事柄。前条第12号の規定を準用する。この場合、同号イ中「(警察庁長官表彰以上の表彰をいう。)」とあるのは、「(警察本部長表彰以上の表彰をいう。)」と読み替えるものとする。

(交番等沿革録)

第5条 交番等沿革録は、地域警察運営に関する訓令(平成7年京都府警察本部訓令第1号)第55条の規定により定める所管区実態一覧によるものとする。

(沿革録の整理)

第6条 総務課長または警務係長は、第3条または第4条に規定する事項について、異動、変更、発生等があつたとき、またはこの訓令施行前における異動、変更、発生等で警察上特に重要な事項を発見したときは、それぞれ必要事項を記録して整理しなければならない。この場合、必要により図面、統計表等参考資料を添付するものとする。

(資料の送付等)

第7条 第3条又は第4条の各号に規定する事項について異動、変更、発生等があつたとき、又はこの訓令施行前における異動、変更、発生等で警察上特に重要な事項を発見したときは、本部にあつてはその事項を主管する課長(室長、所長、校長及び隊長を含む。)、警察署にあつてはその事項を主管する係長は、それぞれの保管責任者(第2条第2項に規定する者をいう。)に、異動、変更、発生事項等を通報するものとする。この場合、必要により図面、統計表等参考資料を添付するものとする。

2 前項の規定に基づく通報は、異動、変更、発生等が生じた月の翌月中に行うものとする。

(記載要領)

第8条 沿革録の記載形式、内容、方法等は別記記載様式による。

附 則

1 この訓令は、昭和31年12月1日から施行し、警察法(昭和29年法律第162号)施行の日から適用する。

(様式省略)